

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる地域集会所（以下「集会所」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）別表第6に掲げる有料施設のうち東あずま公園集会所</p> <p>墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）別表に掲げる施設のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（別表において「東駒形集会所」という。）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（別表において「梅若橋集会所」という。）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（別表において「横川集会所」という。）</p> <p>(利用時間)</p> <p>第2条 集会所の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>墨田区学童クラブ条例（平成11年墨田区条例第28号）第1条に規定する学童クラブ（第14条第2項において「学童クラブ」という。）</u>に利用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、指定管理者（前条第1号及び第2号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、前条第3号に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、<u>同項本文の利用時間</u>を変更することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第6条 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）別表第5に掲げる有料施設のうち東あずま公園集会所</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア 東駒形コミュニティ会館の地域集会所（別表第1において「東駒形集会所」という。）</p> <p>イ 梅若橋コミュニティ会館の地域集会所及び料理室（別表第1において「梅若橋集会所」という。）</p> <p>ウ 横川コミュニティ会館の地域集会所（別表第1において「横川集会所」という。）</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 集会所（前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。<u>以下この条から第14条までにおいて同じ。</u>）の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、<u>同条第3号</u>に掲げる集会所にあっては墨田区コミュニティ会館条例（平成6年墨田区条例第33号）第11条の規定により業務を行わせる者をいう。次条から第11条まで及び別表第1において同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、<u>前項の利用時間</u>を変更することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p>

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

3 〔略〕
(利用の特例)

第14条 〔略〕

2 集会所の施設のうち区長が指定するものは、学童クラブに利用することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するものに、集会所(第1条第1号及び第2号に掲げる集会所に限る。次条から第21条までにおいて同じ。)の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

~ 〔略〕

2 〔略〕

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

3 〔略〕
(同左)

第14条 〔略〕
(新設)

(同左)

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するものに、集会所(第1条第1号に掲げる集会所に限る。次条から第21条までにおいて同じ。)の業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

~ 〔略〕

2 〔略〕

(準用)

第24条 第2条から第5条まで、第6条第1項及び第2項並びに第7条から第14条までの規定は、第1条第2号に掲げる集会所について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条の見出し	利用時間	使用時間
第2条第1項	集会所(前条第1号及び第3号に掲げる集会所に限る。以下この条から第14条までにおいて同じ。)の利用時間	集会所の使用時間
第2条第2項	指定管理者(前条第1号に掲げる集会所にあっては第15条の規定により業務を行わせる者を、同条第3号に掲げる集会所にあっては墨田区コミ	区長

	ユニティ会館 条例（平成6 年墨田区条例 第33号）第 11条の規定 により業務を 行わせる者を いう。次条か ら第11条ま で及び別表第 1において同 じ。）	
	区長の承認を 得て、前項の 利用時間	前項の使用時 間
第3条	指定管理者	区長
	区長の承認を 得て、これを	これを
第4条の見出し	利用	使用
第4条	利用	使用
	指定管理者	区長
第5条の見出し	利用	使用
第5条	指定管理者	区長
	利用	使用
第6条の見出し	利用料金	使用料
第6条第1項	利用の 利用料金	使用の 使用料
	利用承認	使用承認
	指定管理者	区長
第6条第2項	利用料金	使用料
	別表第1	別表第2
	指定管理者が 区長の承認を 得て	墨田区規則 （以下「規則」 という。）で
第7条の見出し	利用料金	使用料
第7条	指定管理者は、 墨田区規則 （以下「規則」 という。）	区長は、規則
	利用料金	使用料
第8条（見出 しを含む。）	利用料金	使用料
第9条の見出し	利用権	使用権
第9条	利用	使用
第10条	利用する者 （以下「利用 者」	使用する者 （以下「使用 者」
	利用して	使用して
	指定管理者	区長
第11条の見出し	利用承認	使用承認
第11条	指定管理者	区長
	利用	使用

第12条の見出し	利用者	使用者
第12条	利用者	使用者
	利用を	使用を
	利用の	使用の
第13条の見出し	利用者	使用者
第13条	利用者	使用者
	利用に	使用に
第14条の見出し	利用	使用
第14条	利用する	使用する
	利用料金	使用料

(委任)
 第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表

- 1 貸切りの場合〔別紙のとおり〕
- 2 〔略〕

〔同左〕
 第25条 〔同左〕

別表第1

- 1 貸切りの場合〔別紙のとおり〕
- 2 〔略〕

別表第2

区分 名称	使用料(1室につき)		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
東あずま公園 集会所	1,800円	2,400円	2,400円

付記

- 1 午前については、午前8時から正午まで(区長が特に必要があると認めるときは、午前8時から午前9時まで)を使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、午前の使用料の額に、当該使用料の額の3割相当額を加えた額(午前8時から午前9時までの場合は、午前の使用料の額の3割相当額)とする。
- 2 夜間については、午後5時から午後10時までを使用承認時間とすることができる。この場合の使用料の額は、夜間の使用料の額に、当該使用料の額の3割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第5項まで

の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に関し必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例により行うことができる。
- 3 施行日前に、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例第1条に規定する集会所の施行日以後の利用を希望する者は、この条例による改正前の墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項（旧条例第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、指定管理者又は区長の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認を受けたときは、新条例第4条第1項の規定による承認を受けたものとみなす。
- 4 新条例第6条第2項の規定により指定管理者が区長の承認を得て定める利用料金の額については、施行日前においても、同項の規定の例により定めることができる。
- 5 付則第3項の規定により承認を受けた者が指定管理者に納付する利用料金の額又は区長に納付する利用料金の額に相当する額は、前項の規定により指定管理者が区長の承認を得て定めた額とする。